

ひとり親家庭等養育費確保支援事業給付金支給申請書

年 月 日

(あて先)秋田県知事

申請者 氏名 _____

住所 秋田県 _____

フリガナ _____

氏名 _____

生年月日 _____ 年 月 日

電話番号 _____

次のとおり、ひとり親家庭等養育費確保支援事業給付金の支給を受けたいので、秋田県ひとり親家庭等養育費確保支援事業実施要綱第5条の規定に基づき申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載内容は事実と相違ないこと、また、記載内容が事実と異なることが判明する等支給対象とならないことが明らかになった場合には給付金を返還することを誓約します。

1. 養育費の取決めの対象となる児童

No.	(フリガナ) 氏名	生年月日	年齢	同居・別居の別	住所(別居の場合)
1	-----	年 月 日	歳	同居・別居	
2	-----	年 月 日	歳	同居・別居	
3	-----	年 月 日	歳	同居・別居	
4	-----	年 月 日	歳	同居・別居	
5	-----	年 月 日	歳	同居・別居	

2. 支給申請額等

支給区分 (☑を記入)	支給対象経費	申請者が負担する金額	支給申請額
<input type="checkbox"/> 公証人手数料	公正証書による債務名義を作成する場合の公証人手数料(養育費の取決めに要する部分に限る。)及び送達に要する料金 <small>※養育費以外(年金分割、財産分与、慰謝料など)の取決めに係る手数料は除く。</small>	① 円	A(①の全額) ※上限3万円 円
<input type="checkbox"/> 養育費請求調停申立て費用	下記内訳の合計額	② 円	B(②の全額) ※上限6万円 円
	内 収入印紙代	円	
	戸籍謄本等の添付書類取得費用	円	
	公的機関が求める連絡用の郵便切手代	円	
	弁護士費用	円	
<small>※調停で解決せず審判に移行した場合にかかる費用についても対象とする。</small>			
<input type="checkbox"/> 未払い養育費に係る強制執行申立て費用	下記内訳の合計額	③ 円	B(③の全額) ※上限6万円 円
	内 収入印紙代	円	
	戸籍謄本等の添付書類取得費用	円	
	公的機関が求める連絡用の郵便切手代	円	
	弁護士費用	円	
<small>※強制執行申立ての結果、弁護士費用以外の部分について債務者から支払いを受けた場合は、当該費用の支払いは行いません。</small>			
<input type="checkbox"/> 養育費保証料	保証会社と養育費保証契約(保証契約期間1年以上のものに限る。)を締結する際に要する保証料(初回契約時のものに限る。)	④ 円	D(④の全額) ※上限5万円 円
支給申請額 (A、B、C、Dの合計額)			円

3. 同一の児童及び支給対象経費に関する給付金等(他自治体が支給したものを含む)の受給実績

過去の受給実績なし。(受給実績がないことを確認し、☑を記入)

【添付書類の確認】		チェック
共通	○申請者及び養育費の取決めの対象となる児童の戸籍謄本又は抄本 (申請日から6ヵ月以内に発行されたもの、写し可)	<input type="checkbox"/>
	○申請者の現住所が確認できる書類 (住民票の写し(個人番号の記載がないもの)、運転免許証など)	<input type="checkbox"/>
	○支払先の指定口座「通帳」の写し (金融機関名、支店名、口座種別(普通、当座、貯蓄など)、口座名義、口座番号が確認できる状態での写し)	<input type="checkbox"/>
公証人 手数料	○公証人役場が発行する「計算書」及び「領収書」 ※申請者本人が負担するものに限る。	<input type="checkbox"/>
	○養育費について取り決めた公正証書(※全てのページ)の写し ※強制執行認諾約款付きのものに限る。	<input type="checkbox"/>
裁判所へ の申立て 費用	○支給対象となる経費の領収書等、支給申請額の金額及び内訳等が分かるもの(申請者本人が負担するものに限る。) 【例】・収入印紙、戸籍謄本、切手等を取得または購入した際の領収書。 ・弁護士が発行する領収書、もしくは見積書。 ・法テラスによる弁護士費用等の立替えを利用する場合、「代理援助契約書」及び「決定書」の写し。	<input type="checkbox"/>
	○裁判所が受理した申立て書類一式の写し 【例】「養育費請求調停申立て」…調停申立書 「未払い養育費に係る強制執行申立て」…債権差押命令申立書、当事者目録、請求債権目録	<input type="checkbox"/>
	○養育費の取決めに交わした文書の写し(公正証書、調停調書、審判書、確定判決、離婚協議書、養育費合意書など) ※申請時点で有している場合に限る。	<input type="checkbox"/>
	○申立ての結果が分かる書類の写し (調停調書、審判書、判決書、債権差押命令正本など)	<input type="checkbox"/>
養育費 保証料	○保証会社と締結した養育費保証契約書(保証期間が1年以上のものに限る。)の写し	<input type="checkbox"/>
	○保証会社との養育費保証契約締結に必要な「養育費の取決めに交わした文書」の写し (公正証書、調停調書、審判書、確定判決、離婚協議書、養育費合意書など)	<input type="checkbox"/>
その他	○これらのほか知事が必要と認める書類(必要な場合のみ)	<input type="checkbox"/>

※領収書等、支給申請額の金額及び内訳等が分かるものが無い場合、支給できませんのでご注意ください。

連絡先等の確認について

支給申請内容の確認などのため、秋田県地域・家庭福祉課から電話により連絡させていただく場合があります。
また、申請に対する支給決定通知書を、郵送によりお届けいたします。
県から電話連絡や郵送をさせていただくにあたり、ご都合のよい連絡先等をお知らせください。

1. 電話連絡について（申請内容の確認等で必要な場合のみ電話連絡させていただきます）

- ① 連絡先 申請書の電話番号に同じ。
 申請書の電話番号と異なる。→（連絡先電話番号）_____

※電話連絡させていただく場合は、018-860-1344（地域・家庭福祉課）から発信します。

② 連絡を希望する時間帯等

- 特に希望なし（平日8:30～17:15）
 希望あり
 平日
 月曜日
 火曜日 の 時 分頃 ～ 時 分頃
 水曜日 時 分頃 ～ 時 分頃
 木曜日
 金曜日

2. 郵送について（支給決定通知書等を郵送でお届けします）

- 申請書の住所へ送付する。
 申請書と異なる場所へ送付する。
 （書類送付先）

〒 _____

- その他

